

これまで県ドリームハイツではライフラインが止まっても、備蓄等で自宅生活が出来る場合は在宅での生活を勧めてきました。地震により建物が倒壊したり、倒壊の危険性がある場合は一時的に避難生活をおくる所が地域防災拠点です。今回は自宅生活が困難となった時の避難場所として利用する深谷台小学校地域防災拠点について紹介します。

大きな地震が起きたらすぐに行うこと

- 大きな揺れの最中は、まず自分自身の身を守ります。
(①先ずは身を低く、②頭を守る、③動かない)
- 大きな揺れがおさまったら、素早く火を消す。
- 出口を確保して、隣近所で協力して、消火活動、救出活動を行う。
- 高齢者等の要介護者の安全を確保する。



避難場所の紹介

- いっとき避難場所**：地域防災拠点に避難する前に集結する安全な場所県ハイツは各棟で決めています。
- 広域避難場所**：地震による火災が多発し延焼拡大した場合、熱や煙から身体を守るために避難をする場所、横浜市の指定場所は市・県ハイツ内の一帯です。
- 地域防災拠点**：家屋の倒壊、火災などにより自宅に戻れない場合に避難生活を送る場所、県ハイツの地域防災拠点は深谷台小学校です。
- 特別避難場所**：高齢者や障害者など在宅要援護者のための二次避難場所、まず一次避難場所の地域防災拠点へ避難し、区災害対策本部の指示に従い、特別避難場所に移動することになります。
- 戸塚区の特別避難場所**
 - 横浜市汲沢地域ケアプラザ
 - 特別養護老人ホームしらゆり園
 - 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘
 - 戸塚障害者地域活動ホームしもごう

・自宅で被災生活を送る被災者の対応

- 在宅被災者は“氏名、人数、避難場所、緊急☎番号等必要事項”を地域防災拠点運営委員会*1)、自治会、県ハイツ災害対策本部に報告する。
- 在宅被災者は“地域防災拠点に集まる情報や救援物資を入手するため”、地域防災拠点運営委員会及び自治会等と調整する。
- 在宅被災者は、情報や物資の提供が不要となった場合は、地域防災拠点運営委員会や自治会等にその旨を伝える。
- 在宅被災者は“水道、下水、トイレ、電気、ガス等の使用は“県ハイツ災害対策本部からの情報に従って下さい。
- 当初は自宅に備蓄された“水、食料等”有効利用し生活して下さい。

地域防災拠点を開設する条件

市内で1箇所でも震度5強以上の地震を観測した場合に地域防災拠点が開設されます。

ドリームハイツの地域防災拠点は深谷台小学校です。

地域防災拠点の役割

家屋の倒壊・火災等で自宅での生活困難な住民が一時的に生活するための最低限の食料・水を備蓄し、救助活動に必要な資材・機材を整備している所です。
住宅に居住できる在宅被災生活者も地域防災拠点で物資や情報が得られます。

- 安心して避難生活を送る事
深谷台小学校で地域防災拠点運営委員会により安全かつ秩序ある避難生活の維持
- 水、食料、生活用品が確保
生活用品を備蓄
- 防災資材を使って、救助
救出活動 救助用品の備蓄
- 家族の安否確認
地域防災拠点運営委員会により安否情報、避難情報、被害情報収集



県ドリームハイツ 春の防災訓

3月16日の防災訓練に向けての注意事項

班（階段）会議で防災訓練における周知徹底項目

- 1.訓練なので、当日の参加確認と避難完了カードの有無を確認して下さい。
高齢者及び健康面で参加出来ない人の把握を含めます。
防災訓練実施要領に従って、汚水管破損確認は経験を積むためとイザという時のために、経験の無い住民の積極的な参加をお願いします。
- 2.各班で汚水管破損確認の行動開始時間を決めて下さい。
- 3.いっとき避難場所での避難者点呼は上記各班の行動が終了し、全員がいっとき避難場所に避難してから確認して下さい。
また、防災本部まで参加される人（各班5名）の確認を行って下さい。
なお、ライフライン欠如訓練は18:00まで継続する様各班員に徹底して下さい。



班（階段）会議で伝えて欲しい項目

- 班（階段）会議で火災の怖さを伝えて下さい。
地震発生時、火災発生が最も怖い災害のひとつと言われています。県ドリームハイツでの火災事故はここ5年で2件発生しています。
火災を発生させると当事者のみならず、近隣世帯に大なる被害が及びます。
地震等での火災発生を防ぐためにも、石油ストーブは自動消火機能の付いたタイプを推奨します。
防災通信6号で住宅用火災報知器の設置義務と通電火災防止用の「地震ブレーカー」のすすめを紹介をしています。

班（階段）会議の際、班長さんから再度お伝え下さい。



防災通信は防災ファイルに綴じておいてください

地域防災拠点運営委員会の組織*1

- ・運営委員長（運営委員から選出）
- ・運営副委員長（各町内会、自治会長）
- ・事務局（総務・会計・書記・防災ライセンス等）
- ・運営委員（区役所・学校・消防団・民生委員等）
- ・班別役員（庶務班・情報班・救出救護班・食料物資班・学校再開準備班）

地域防災拠点運営委員会は学校、区役所、消防署、警察、社会福祉協議会、地区センター、地域ケアプラザ等との公的機関と密接な関係をもつて運営致します。

地域防災拠点での避難生活に大切なこと

地域防災拠点での避難生活は地域住民が中心となって組織する地域防災拠点運営委員会が運営します。しかし、円滑な避難所運営のためには、避難者も運営に協力していくことが大切です。

避難場所では、高齢者から乳幼児までさまざまな方が共同生活をするようになります。普段の生活とは大きく異なり、ストレスが多い不自由な生活を余儀なくされます。避難所に設けられるルールを守り避難者同士で協力しましょう。

地域防災拠点に備蓄している食糧は、自宅が倒壊、火災等により家庭内備蓄食料を持ち出せない人のための最低限の備蓄品です。

そのため、各家庭では最低3日分（出来れば1週間分）の備蓄が必要です。（避難する時は、各人が避難用グッズを持参下さい）

地域防災拠点での避難生活のルール例

- ◇ゆずりあい、いたわりの心をもって生活しましょう。
- ◇救援物資は公平に分け合います。（ただし、要援護者、乳幼児を優先します）
- ◇支給品は選べません。
- ◇避難場所の敷地内で、火の使用と喫煙、飲酒はできません。
- ◇トイレを汚してしまったら、自分できれいにします。
- ◇私物の管理は各自の責任で行います。
- ◇ゴミになる物は持ち込まないようにしましょう。
- ◇避難場所から別の場所へ移動するときは、必ず運営委員会に報告後退去して下さい。
- ◇共有部分の清掃・整理は当番制とし避難者が共同で行うこと。